

## 秋田スティーラースupportカンパニー規則

### 第1条 会員規則

本規約は、合同会社スティーラース（以下「当社」という）が組織・運営する「秋田スティーラースsupportカンパニー」（以下「本会」という）に関して、第5条に定める会員（以下「会員」という）に対して適用される規約（以下「本規約」という）とします。

### 第2条 本規約の範囲

当社の公式ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法により当社が提示する諸規定（以下「諸規定」という）も、本規約の一部を構成するものとします。

本規約の定めと、諸規定の定めが抵触する場合には、諸規定の定めが優先して適用されるものとします。

### 第3条 この規約の内容及びサービスの変更

当社は、本規約及び本会が会員に提供するサービス（各種の特典を含む。以下「本サービス」という）の内容を会員の事前の同意を得ることなく、当社の裁量により随時変更することができ、会員はこれを予め了承するものとします。

### 第4条 会員への通知方法及び効力の発生時

本規約及び本会の事項に関する当社から会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き当社の公式ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法によりご案内することとし、その効力は通知を発生した時点から生じるものとします。

### 第5条 会員

1. 会員とは、入会申込時において本規約の内容を承諾の上、当社指定の手続きによる入会申込みを行い、当社が入会を認めた法人・団体とします。
2. 会員は、入会申込の時点で本規約の内容に同意しているものとみなされます。
3. 入会申込に際しては、所定の年会費を納入するものとします。

### 第6条 入会の承認及び取消

当社は、前条の入会申込者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、原則としてその申込みを承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員として本サービスを利用することができるものとします。ただし、当該承認後に会員が次の各号のいずれかに該当していることが判明した場合、当社は、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとし、その場合、会費の返却はしません。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのある場合
- (2) 入会申込提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がされない場合
- (3) 入会申込者（法人及び団体）が実在しない場合
- (4) 入会申込者が第12条に該当すると当社が認める場合
- (5) 過去に本会員の資格を取り消されたことがある場合
- (6) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合

- (7) 本規約その他利用規約に違反した場合
- (8) その他、当法人が会員と認めることを不相当と判断した場合

#### 第7条 有効期間及び会員資格の更新

1. 会員資格の有効期間は、2023年3月1日～2023年12月31日までとします。ただし、左記期間中に入会の手続きを行なわれた方の有効期間は、当社が入会を認めた日（入会日）より2023年12月31日までとします。
2. 会員は当社が指定した期間内において更新手続きを行うことにより、前項の有効期限を更新することができます。

#### 第8条 会員情報の譲渡の禁止

会員は、本規約に基づく本会の会員としての地位を、会員を含む第三者（以下「第三者」という）に対しても、譲渡、貸与、売買、使用承諾、名義変更、担保に供与することができないものとする。

#### 第9条 会員情報の変更

1. 会員は、入会申込時に当社に届け出た住所、電話番号、電子メールアドレス等の内容に変更が生じたときは、速やかにその内容を第26条記載の「秋田スティーラーズ サポートカンパニー事務局」宛に届け出ることとします。
2. 会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社からの会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等を全て負担するものとし、
3. 入会申込時の届出内容及び第1項の変更届出に関する責任は全て会員が負うものとし、それが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。
4. 送付物が2回以上にわたり会員に届かない場合、当社では、その原因が解決されるまで送付物の発送を停止し、サービス提供の義務を負わないこととします。また、配送が不在等により複数回に及ぶ場合、再発送料金等は、会員が全て負担することとします。

#### 第10条 退会

1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより本会を退会することができます。
2. 会員が退会手続きを行ったときは、手続き完了の時点から本会に基づく会員としての諸権利を失うものとし、
3. 当社は、本会および本サービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

#### 第11条 個人情報の保護

1. 当社は、会員の名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等会員に関する情報（以下これらを総称し「会員情報」という）を取得・保有するものとし、会員情報の保護に必要なかつ適切な措置を講じることとします。
2. 当社における会員情報の取り扱いについては、当社のプライバシーポリシーその他法令を遵守するものとし、

## 第12条 反社会的勢力への対応

1. 本会は、入会申込者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団〔集团的または常習的に暴行、障害等の暴力的不法行為等を行なっている暴力団に準ずる集団〕及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指す。）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」という）に該当していると認める場合は、その疑いが認められる場合、入会の申込を拒否することができます。
2. 会員が反社会的勢力等に該当していると認められる場合又はその疑いが認められる場合、本会は支払い済みの会費を払い戻すことなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

## 第13条 自己責任の原則

1. 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対していかなる迷惑または損害を与えないものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員は、他社の行為に対する要望、疑問、もしくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用を持って処理解決するものとします。
4. 当社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
5. 当社以外の第三者が会員に対して提供する本サービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

## 第14条 営業活動の禁止

会員は、本会及び本サービスを利用して営利または宗教等の特別な目的を有する行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

## 第15条 その他の禁止事項

当社は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

1. 本会及び本サービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為またはその恐れがある行為
2. 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
3. 第三者になりすまして本会に入会、サービスを利用する行為
4. 特典等を第三者に販売する行為
5. 当社または第三者を誹謗中傷する行為
6. 当社または第三者に不利益を与える行為
7. 本会の運営を妨げるような行為
8. 申込書等の提出書類等において、虚偽の内容を記載し、虚偽の報告をする行為
9. 本規約、法令または公序良俗に反する行為、もしくはそれらのおそれがある行為
10. その他会員としてふさわしくない行為

## 第16条 強制退会

会員が以下に該当する場合は、当社または本会はその会員を強制退会させることができるものとします。

1. 本規約に違反した場合
2. 当社及び本会が必要と判断した場合

## 第17条 会員資格の喪失

1. 会員は以下の各号に該当した場合、会員資格を喪失するものとします。
  - (1) 入会申込みが取り消された場合
  - (2) 電話、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合
  - (3) 第10条に基づいて退会した場合
  - (4) 解散等により法人が消滅した場合
  - (5) 第6条に定める会員資格の取消事由に該当するおそれがあると当社が認める場合
  - (6) 会員が本規約に違反して除名された場合
  - (7) その他、当社が緊急性が高いと認める場合
2. 前項の場合、当社は、会員またはその相続人等に対して年会費を返却しません。

## 第18条 年会費等の諸費用

1. 第7条の有効期間に対応する本会の年会費は、1口20,000円(税込)とし、複数口の申し込みも可能とします。
2. 年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
3. 当社は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。

## 第19条 本会の終了

1. 当社は、2ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。
2. 前項の措置をとることにより会員又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないこととします。

## 第20条 免責事項

当社は、本会及びサービスの利用により会員または第三者が被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

## 第21条 会員情報の利用目的

会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。

1. 本会における特典等の商品発送等、本サービスの提供
2. 当社の商品、サービス等本会に関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便または当社の業務委託先より送付すること
3. 当社および当社の業務委託先から、会員にとって有益であると当社が判断する情報を会員宛に電子メール、郵便等により送付すること
4. 当社が会員を特定することができない形式により対外統計資料として提供すること

## 5. その他前各号に付随する業務を実施すること

### 第22条 個人情報の第三者提供

当社は、法令に基づく場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当社が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないものとします。

### 第23条 会員の肖像権の使用

当社は、当社が会員に対してイベント等の特典を提供する際、当該特典に参加する会員の名称・肖像・声等を記録・録画・録音し、広報宣伝を目的とした、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等（SNS等を含む）で、放送、掲載、配信等を行うことができます。会員はこれらの利用について承諾したものとします。

### 第24条 準拠法

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

### 第25条 専属的合意管轄裁判所

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、秋田地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意するものとします。

### 第26条 問い合わせ先

本会及び本規約についてのお問い合わせ、また本規約に基づく通知は、次の宛先へ行うものとします。

「秋田スティーラーズ サポートカンパニー事務局」

電子メールアドレス [akita.steelers@gmail.com](mailto:akita.steelers@gmail.com)

受付時間 10時～18時（土日祝を除く）